

ICカード乗車券取扱規則

2019(令和元年)年10月1日 改定

第1章 総則

第1条 目的

この規則は、静岡鉄道株式会社（以下、「当社」といいます）で使用することができるICチップを搭載した電子式証票（同様の機能を有する媒体も含む。以下「ICカード乗車券」という。）の利用に関して必要な事項を定め、利用者の利便性向上と円滑な利用を図ることを目的とします。

第2条 適用範囲

1. ICカード乗車券による当社の旅客運送等については、この規則（以下、本規則という）の定めるところによります。
2. 本規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによります。
3. 加盟店での商品購入等にかかわるLuLuCa電子マネーの取り扱いについては、「しずてつジャストライン株式会社LuLuCa電子マネー取扱規則」等の定めるところによります。
4. ルルカポイントサービスにかかわる取扱いについては、「静岡鉄道株式会社ポイントカード規約」の定めるところによります。

第3条 用語の定義

本規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「鉄道線」とは、静岡鉄道株式会社の経営する静岡清水線をいいます。また「当社」とは静岡鉄道株式会社をいいます。
- (2) 「SF(ストアードフェア)」とは、ICカード乗車券に記録される金銭的価値をいいます。
- (3) 自動改札機とは、鉄道線においてICカード乗車券を改札する装置をいいます。
- (4) 「乗車処理」とは、自動改札機でICカード乗車券の乗車情報書き込みをすることをいいます。
- (5) 「降車処理」とは、自動改札機で降車情報書き込みおよび運賃引き去りをすることをいいます。
- (6) 「積み増し(チャージ)」とは、ICカード乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。
- (7) 「デポジット」とは、返却することを条件にLuLuCa乗車券の利用権の代価として収受するものをいいます。
- (8) 「LuLuCa乗車券」とは、当社が発行するSFの機能を持つICカード乗車券をいいます。
- (9) 「LuLuCa小児乗車券」とは、小学生以下の小児に対して発行するLuLuCa乗車券をいいます。

- (10) 「L u L u C a 特割乗車券」とは、購入時に身体障害者手帳・知的障害者療育手帳・精神障害者保健福祉手帳や所定の割引証明書を提出または呈示された者に対して発行するL u L u C a 乗車券をいいます。
- (11) 「L u L u C a 学生乗車券」とは、当社の「学校指定取扱規則」指定する条件に該当する学校で、当社が指定した学校に通学する者で、購入時に通学証明書または身分証明書を呈示した者に対して発行するL u L u C a 乗車券をいいます。
- (12) 「L u L u C a 大人乗車券」とは、上記(7)、(8)、(9)以外のL u L u C a 乗車券をいいます。
- (13) 「L u L u C a 定期乗車券」とは、本規則第30条に基づき発売する定期乗車券の情報が記録されたL u L u C a 乗車券をいいます。
- (14) 「自動積増機(自動チャージ機)」とは、L u L u C a 乗車券の入金(S Fの積み増し)と残額の確認ができるものをいいます。
- (15) 「記名人」とは、鉄道線で使用可能なI Cカード乗車券に本人名が記載されている旅客をいいます。
- (16) 「発行会社」とは、I Cカード乗車券を発行する会社をいいます。
- (17) 「P i T a P a」とは、スルッとKANS A I協議会が提供するI Cカード乗車券をいいます。
- (18) 「P i T a P a 提携カード」とは、スルッとKANS A I加盟社局がスルッとKANS A I及びカード会社と提携して発行するI Cカード乗車券をいいます。なお、取扱いは、P i T a P aに準じます。
- (19) 「ポストペイ」とは、I Cカード乗車券で後払いすることをいいます。
- (20) 「プリペイド」とは、I Cカード乗車券で鉄道線に乗車した場合の運賃相当額をS Fにて支払うことをいいます。
- (21) 「オートチャージ」とは、S Fの残額があらかじめ設定されている金額を下回った場合、自動改札機にかざすことで、ポストペイにより自動的に積み増しを行うことをいいます。

第4条 I Cカード乗車券の種類

鉄道線で利用できるI Cカード乗車券の名称、有する機能および発行者名は、「別表1」にて定めるところによります。

第5条 規則等の変更

本規則およびこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更することがあります。

第6条 旅客の同意

旅客は、本規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

第7条 取扱区間

I Cカード乗車券が使用できる区間は、静岡清水線の全線です。

第8条 I Cカード乗車券の取扱窓口

1. 当社で取り扱うI Cカード乗車券の取扱窓口は、「別表2」に定めます。

2. 各窓口での I C カード乗車券取扱については、L u L u C a 乗車券については当規程、他の I C カードについては発行会社の約款及び取扱規則によります。

第 9 条 乗降の制限

I C カード乗車券の破損、自動改札機の故障等止むを得ない事情により I C カード乗車券の読取ができないときは、I C カード乗車券を使用して乗降することはできません。

第 10 条 制限または停止

1. 当社は旅客運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは次に掲げる I C カード乗車券の制限または停止をすることがあります。
 - (1) 発行または再発行等の場所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止。
 - (2) 乗車区間、乗車経路、乗車方法、降車方法、乗車する列車の制限。
2. 前項の規定による制限または停止をする場合は、その旨を関係施設等に掲示します。
3. 本条に基づく I C カード乗車券の利用の制限または停止に対し、当社はその責めを負いません。

第 2 章 L u L u C a 乗車券

第 11 条 L u L u C a 乗車券の契約の成立時期および発行条件

1. 本規則に基づく L u L u C a 乗車券に係る契約の成立時期は、当社が旅客に L u L u C a 乗車券を交付したときとします。
2. 個別の運送契約の成立時期は、自動改札機で乗車処理をしたときとします。
3. L u L u C a 乗車券は原則として個人乗車券につき、基本的に個人で複数の乗車券を所持することはできません。発行時には必要事項を記入し個人データを記録することに同意のうえ発行いたします。

第 12 条 L u L u C a 乗車券の制限事項等

1. 1 回の乗車につき、2 枚以上の L u L u C a 乗車券を同時に使用することはできません。
2. L u L u C a 乗車券内の S F が当該区間の運賃に満たない場合、L u L u C a 乗車券のプリペイド機能により運賃を支払う場合のみ、不足額を L u L u C a 乗車券へチャージして S F での支払うことができます。
3. L u L u C a 乗車券の破損、自動改札機の故障等により L u L u C a 乗車券の内容の読み取りが不能となった場合、L u L u C a 乗車券は直接自動改札機で使用するできません。
4. 偽造、変造または不正に作成された L u L u C a 乗車券を使用することはできません。

第 13 条 L u L u C a 乗車券運賃の減額

1. L u L u C a 乗車券を本規則第 23 条の規定により鉄道線で利用される場合（ルルカ定期乗車券を利用する場合を除く）には、降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃に対する額を減額します。なお、L u L u C a 小児乗車券及び L u L u C a 特割乗車券の場合は、適用される割引後の額を減額します。

2. LuLuCa 大人乗車券で複数人精算をする場合は、鉄道線では乗車前に自動券売機にて予め切符を購入していただきます。

第 14 条 LuLuCa 乗車券の所有権

1. LuLuCa 乗車券の所有権は当社に帰属し、当社が LuLuCa 乗車券を旅客に貸与するものとします。
2. LuLuCa 乗車券が不要になったときおよびその LuLuCa 乗車券を使用する資格を失ったときは、LuLuCa 乗車券を返却しなければなりません。
3. 当社の都合により、予告なく貸与した LuLuCa 乗車券を交換することがあります。

第 15 条 LuLuCa 乗車券の所持資格

1. LuLuCa 乗車券の所持資格は「別表 3」に定めるものとします。
2. LuLuCa 乗車券の購入に際しては、所定の申込書に LuLuCa 乗車券種別、氏名、生年月日、住所等を記載し、提出しなければなりません。
3. LuLuCa 乗車券は、当社が認める場合を除いて個人で複数枚を購入することができません。
4. 「別表 3」の小児用・学生大人用・学生小児用・特割大人用・特割小児用の各 LuLuCa 乗車券は、本規則第 16 条にて定める登録が必要となり、所持資格に適用する LuLuCa 乗車券を発行します。

第 16 条 LuLuCa 乗車券の登録

LuLuCa 学生乗車券・LuLuCa 小児乗車券・LuLuCa 特割乗車券の各乗車券は登録が必要な個人乗車券とします。発行時に必要事項を登録し提出された旅客に対し、所持資格に適用する LuLuCa 乗車券を発行します。

- (1) LuLuCa 学生乗車券は、卒業年度（生年月日により判別しております。）の 3 月 31 日までが有効期限となります。（専門学生、大学生は毎年度 3 月 31 日が有効期限となります。）
 - (2) LuLuCa 小児乗車券は卒業年度（生年月日により判別しております。）の 3 月 31 日までが有効期限となります。
 - (3) LuLuCa 特割乗車券は毎年度 3 月 31 日が有効期限となります。
 - (4) LuLuCa 学生乗車券の手続きには、通学証明書の提出または身分証明書の呈示、また LuLuCa 特割乗車券の手続きには、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・知的障害者療育手帳の呈示または所定の割引証の提出が必要となります。
2. 旅客から提供を受けた個人情報、当社の個人情報保護管理規程に基づき、適切な管理を実施いたします。

第 17 条 LuLuCa 乗車券のデポジット

1. 当社は、LuLuCa 乗車券を貸与する場合、デポジットとして LuLuCa 乗車券 1 枚に対し 500 円を収受します。
2. 前項にかかわらず、デポジットの額を変更することがあります。
3. LuLuCa 乗車券を、利用者が当社に返却したときは、本規則第 19 条または第 27 条に該当する場合を除き、当社はデポジットを返却します。

4. デポジットはS Fの使用等に充当することはできません。
5. 当社は一定の条件でデポジットを免除することがあります。デポジットを免除された場合は本条3項でのデポジットを返却いたしません。
6. デポジット返却時には本人確認のため公的証明書等の呈示が必要となります。

第18条 LuLuCa乗車券の積み増し（チャージ）

1. LuLuCa乗車券は、当社の定める方法によりS Fを積み増しすることができます。
2. LuLuCa乗車券には、1枚当たりのS F残額が50,000円を超えない範囲で積み増しすることができます。ただし、1回当たりの積み増し金額は、当社が指定する金額に限ります。

第19条 LuLuCa乗車券の失効

1. LuLuCa乗車券の再発行、S Fの使用、S Fの積み増しまたは、更新を行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取り扱いが行われない場合には、当該LuLuCa乗車券は失効します。
2. 前項により失効したLuLuCa乗車券のS Fおよびデポジットの返却を請求することはできません。
3. 本条1項により失効したときには、他機能も失効となります。

第20条 LuLuCa乗車券の再発行

1. LuLuCa乗車券は、旅客が別に定める申込書をICカード乗車券の窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限りLuLuCa乗車券の使用停止措置（LuLuCa対応機器において該当LuLuCa乗車券が使用不可となる登録を実施すること）を行い、再発行をいたします。ただし、使用停止措置手続き日および翌日は、再発行ができません。
 - (1) 申込書を提出するときおよび再発行を行うときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該LuLuCa乗車券の記名人本人である事を証明できる場合。
 - (2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が当社のシステムに登録されている場合。
 - (3) 再発行を行う前に、LuLuCa乗車券の処理を行う全ての機器に対して当該LuLuCa乗車券の使用停止措置が完了している場合。
2. 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行するLuLuCa乗車券1枚につき、再発行の手数料530円（税込）とデポジットを現金で収受します。
3. 当該LuLuCa乗車券の使用停止の申し込みを受けた後、再発行処理が完了していない場合に限りこれを取り消すこと（以下「使用停止措置の取消」という。）ができ、使用停止措置の取消が完了後、再び当該LuLuCa乗車券を使用することができます。なお、使用停止措置の取消完了は、使用停止措置の取消手続き日を含む3日以内に完了するものとします。
4. 第1項および第2項の取扱いを行った後に、紛失したLuLuCa乗車券を発見した場合は、旅客はこれをICカード乗車券の取扱窓口に提出することにより、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失したLuLuCa乗車券とともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときに限り返却の取扱いを行います。

5. L u L u C a 乗車券の破損等によって、L u L u C a 乗車券の処理を行う機器での取扱いが不能となった場合、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別に定める申込書と取り扱い不能となったL u L u C a 乗車券を、I Cカード乗車券の取扱窓口に提出したときは、残額を引き継いで再発行の取扱いを行うことがあります。
6. 前各項にかかわらず、L u L u C a 乗車券発行時に旅客が個人データを記録しない場合や、カード裏面の刻印番号が判読できない場合は、旅客に責がない場合等でも理由の如何を問わず再発行の取扱いをいたしません。

第 21 条 当社の免責事項

紛失あるいは盗難にあったL u L u C a 乗車券の使用停止措置手続き日および翌日に生じた損害額については、当社はその責めを負いません。

第 22 条 L u L u C a 乗車券の払戻し

1. L u L u C a 乗車券が不要になった場合は、I Cカード乗車券の取扱窓口に乗車券を提出することにより当該乗車券のS F残額の払戻しを請求することができます。この場合、手数料として1枚につき210円(税込)(S F残額が210円に満たない場合はその額)を申し受けます。ただし、L u L u C a 乗車券の個人データを記録しない場合や、カード裏面の刻印番号が判読できない場合は、旅客に責がない場合等でも理由の如何を問わず払い戻しを行いません。
2. 払戻しまたはデポジット返却時には本人確認のため公的証明書等の呈示が必要となります。

第 23 条 L u L u C a 乗車券の使用方法

1. L u L u C a 乗車券は、鉄道線乗車の目的で、乗車駅の自動改札機による改札を受けて入場し、同一の乗車券により降車駅の自動改札機による改札を受けて出場する場合に、当該乗車区間に有効な片道普通乗車券として使用できます。
2. 旅客本人が「L u L u C a 大人乗車券」を使用し、本人および同行者に対してのみ1枚の乗車券で複数人の精算を認めます。鉄道線においては乗車前に自動券売機で切符を購入することにより、精算することが可能です。

第 24 条 L u L u C a 乗車券の効力

前条の規定により使用するL u L u C a 乗車券の効力は、乗車駅の自動改札機で乗車処理を受けて、降車の自動改札機で降車処理した当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効とします。

第 25 条 L u L u C a 乗車券の利用履歴および残高の確認

1. 旅客は、L u L u C a 乗車券の記名人に限りL u L u C a 乗車券の利用履歴および残高について、I Cカード乗車券の乗車券取扱窓口や自動券売機では「カード内容明細書」の交付により直近の20件まで、「個別履歴照会表」の交付により直近の6か月まで確認できます。
2. 前項の規定にかかわらず、次の場合は利用履歴および残高を確認することができません。
 - (1) 正常に乗降処理がされていない場合。

- (2) 利用から6ヶ月を経過している場合。
3. 利用履歴は、記名人本人以外には開示しません。当社は、記名人が利用履歴の確認を希望する場合は、当該L u L u C a 乗車券に登録された本人である事の証明を受けたうえで利用履歴を開示します。ただし、自動積増機などの一部機器についてはこの限りではありません。

第26条 自動改札機への入場の制限

次の各号のいずれかに該当する場合には、L u L u C a 乗車券を使用して入出場および乗降処理をすることができません。

- (1) 入場時に使用したL u L u C a 乗車券を出場時に使用しなかった場合で、同一乗車券により再び入場しようとする場合。
- (2) L u L u C a 乗車券により鉄道線乗車以外の目的により、駅に入場し、同一駅から出場しようとする場合。
- (3) L u L u C a 乗車券の破損、自動改札機の故障または停電等やむを得ない事情によりL u L u C a 乗車券の改札処理や乗降処理ができない場合。

第27条 L u L u C a 乗車券が無効となる場合等

1. 次の各号のいずれかに該当する場合には、L u L u C a 乗車券を無効とし回収します。デポジットを預かっている場合は返却いたしません。
 - (1) 利用資格を限定したL u L u C a 乗車券(L u L u C a 学生乗車券・L u L u C a 小児乗車券・L u L u C a 特割乗車券)を、本人以外の者が使用した場合。
 - (2) 前号の他、L u L u C a 乗車券をその使用条件に基づいて使用しない場合。
 - (3) 旅行開始後のL u L u C a 乗車券を他人から譲り受けて使用した場合。
 - (4) その他、L u L u C a 乗車券を不正乗車的手段として使用した場合、または使用しようとした場合。
 - (5) 偽造、変造もしくは不正に作成されたL u L u C a 乗車券を使用した場合、または使用しようとした場合。
2. 前項により無効として回収したときは、他機能も制限いたします。

第28条 L u L u C a 乗車券不正使用等に対する旅客運賃、増運賃の收受等

1. 前条の各号の規定に該当する場合は、乗車駅から降車駅の区間に対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とあわせて收受します。この場合の片道普通旅客運賃および増運賃は、現金でお支払いいただきます。
2. 前項の規定により、旅客運賃・増運賃を收受する場合において、乗車駅が判明しない場合は終端駅から乗車したものとして計算します。

第29条 鉄道線同一駅で出場する場合の取扱い

1. 旅客は、鉄道線においてL u L u C a 乗車券を使用して入場した後、途中駅で旅行を中止し、旅行開始駅から出場しようとする場合は、旅行開始駅から途中駅までの実際乗車区間の普通旅客運賃相当額を現金で支払い、当該乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。
2. 旅客は、鉄道線にL u L u C a 乗車券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、当該乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければなりません。

第30条 LuLuCa 定期乗車券

LuLuCa 定期乗車券購入の申し出があったときは、当社の旅客営業規則第38条（定期旅客運賃）に定める通勤定期乗車券、通学定期乗車券ならびに鉄道バス連絡定期乗車券を発売します。

第31条 LuLuCa 定期乗車券控

1. LuLuCa 定期乗車券を発売した場合は、当該LuLuCa 定期乗車券情報を印字したLuLuCa 定期乗車券控を同時に発行します。
2. LuLuCa 定期乗車券控にはLuLuCa 定期乗車券の効力はありません。
3. LuLuCa 定期乗車券の障害または機器の故障によりLuLuCa 定期乗車券が使用できなくなった場合、当社が認めた場合に限り当該LuLuCa 定期乗車券とLuLuCa 定期券乗車券控を呈示することにより乗車することができます。
4. LuLuCa 定期乗車券を使用する場合は、当該LuLuCa 定期乗車券のLuLuCa 定期乗車券控を所持するものとします。なお、係員から呈示を求められたときにはこれを呈示するものとします。
5. LuLuCa 定期乗車券控を紛失または印字内容が不明となった場合は、ICカード乗車券の取扱窓口にて再発行いたします。手数料として、210円（税込）を現金で収受します。

第32条 LuLuCa 定期乗車券の効力

1. LuLuCa 定期乗車券は、記名人のみ使用することができます。
2. LuLuCa 定期乗車券にSFをチャージしたLuLuCa 定期乗車券において、LuLuCa 定期乗車券の有効期間の開始日前もしくは有効期間終了日の翌日以降に使用した場合、その乗車区間の普通旅客運賃に対する額をSFより減額します。
3. LuLuCa 定期乗車券にSFをチャージしたLuLuCa 定期乗車券において、LuLuCa 定期乗車券の区間外で使用した場合、その乗車区間のうち定期区間外分の普通旅客運賃に対する額をSFより減額します。

第33条 LuLuCa 定期乗車券が無効となる場合

LuLuCa 定期乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合、無効として回収します。この場合デポジットは返却しません。

- (1) 申し込まれた本人以外の者が使用した場合。
- (2) 使用資格、氏名、生年月日、性別、区間または通学の事実を偽って購入したLuLuCa 定期乗車券を使用した場合。
- (3) LuLuCa 定期乗車券を使用する者が、その使用資格を失った後に使用した場合。
- (4) LuLuCa 定期乗車券を使用する者が身分証明書を携帯していない場合。
- (5) 偽造、変造または不正に作成されたLuLuCa 定期乗車券若しくはSFを使用した場合。
- (6) その他LuLuCa 定期乗車券を不正乗車的手段として使用した場合。

第 34 条 L u L u C a 定期乗車券不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受

前条の規定に該当し使用した場合、当社の旅客営業規則第 119 条（定期券不正使用等に対する旅客運賃の收受）の定めにより普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の増運賃と合わせ收受します。

第 35 条 L u L u C a 定期乗車券の再発行

L u L u C a 定期乗車券の申込者が当該 L u L u C a 定期乗車券を紛失した場合で、当社が定める申請書を提出したときは次の各号により再発行いたします。なお、当該 L u L u C a 定期乗車券に S F 残高がある場合は当該 S F を含みます。

- (1) 紛失あるいは盗難にあった L u L u C a 定期乗車券について I C カード乗車券の取扱窓口で使用停止の手続きをされた者に対し、再発行手続き時点の残高にて新しい L u L u C a 定期乗車券を再発行します。なお、使用停止措置が完了するまでに生じた損害額について当社はその責めを負いません。処理の都合上、手続き日およびその翌日は再発行をできません。この際、手数料 530 円（税込）とデポジットを申し受けます。また、使用停止の申し込みを受付けた後、再発行前に紛失されたカードが発見され、届出した場合は、使用停止措置の取消を行います。
- (2) 前号の紛失または盗難で再発行後に当該カードを発見した場合、旅客は当該 L u L u C a 定期乗車券を I C カード乗車券の取扱窓口へ提出する事によりデポジットの返却を請求することができます。
- (3) 破損等により使用できなくなった場合は、当該 L u L u C a 定期乗車券を I C カードの取扱窓口へ提出することにより再発行します。ただし、旅客の責または故意によって破損等があった場合は、当該カードを回収し新規にお申し込みが必要となります（残額の引継ぎはいたしません。）。また、旅客に責がない場合でも、カード裏面右下の刻印番号が判読できない場合は再発行できません。この場合、当該カードを回収し新規にお申し込みが必要となります。（残額の引継ぎはいたしません。）。
- (4) 再発行またはデポジット返却時には本人確認のため公的証明書等の呈示が必要となります。

第 36 条 L u L u C a 定期乗車券の払戻し

1. L u L u C a 定期乗車券が不要になった場合は、I C カード乗車券の取扱窓口へカードを提出することにより払戻しを請求することができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 L u L u C a 定期乗車券の記名人本人であることを証明できた場合に限り、次の各号により払い戻しをいたします。
 - (1) 定期乗車券有効期限前に払い戻しの請求があった場合には払い戻します。
 - (2) 定期乗車券有効期限開始後で有効期限内に払い戻しの請求があった場合は、当社の旅客営業規則に基づき払い戻しをします。
 - (3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として L u L u C a 定期乗車券 1 枚につき 530 円（税込）を收受します。
 - (4) 前各号により払い戻しを行い、L u L u C a 乗車券も同時に解約する場合はお預かりしたデポジット 500 円を返金します。

2. LuLuCa 定期乗車券の定期乗車券機能とSF機能がある当該カードで、定期乗車券機能のみが不要となった場合は、ICカード乗車券の取扱窓口にカードを提出することにより当該LuLuCa 定期乗車券の払い戻しをします。当該カードのSF残高は継続します。

第37条 列車の運行不能の場合のLuLuCa 定期乗車券の取り扱い

LuLuCa 定期乗車券を使用する旅客は、列車が運転休止のため引き続き3日以上LuLuCa 乗車券が使用できなくなったときは、当社の旅客営業規則第132条（列車の運行休止のときの定期乗車券および回数乗車券の旅客運賃の払戻し）に定める払戻しを請求することができます。またLuLuCa 定期乗車券を使用する旅客は、運行休止区間が所持する定期券の全区間に及ぶ場合は、相当日数の期間延長をします。

第3章 他社ICカード乗車券

第38条 他社ICカード乗車券

他社ICカード乗車券とは、本規則第4条のICカード乗車券のうち、LuLuCa 乗車券以外のものをいいます。

第39条 他社ICカード乗車券の契約の成立時期および発行条件

1. 運送契約の成立時期は、鉄道線の自動改札機による改札を受けたときに乗車処理をしたときとします。
2. 発行条件については、発行会社の約款および取扱規則によります。

第40条 他社ICカード乗車券の使用方法

1. 他社ICカード乗車券は、乗車駅の自動改札機で乗車処理を行い、降車するときは同一の他社ICカード乗車券により降車駅の自動改札機で降車処理を行うことができます。
2. 旅客が自動改札機に触れず乗車処理されなかった場合であって、下車時に係員が旅客の乗車駅を知ることができないときは、区間の始発駅から乗車したものとみなします。
3. 旅客本人が他社ICカード乗車券を使用し、本人および同行者に対してのみ、鉄道線においては乗車前に券売機で切符を購入することにより、精算が可能です。
4. 当社は、旅客運送等の円滑な実施を確保するため等、必要があるときは、前各項に定める方法とは異なる使用方法を定めることがあります。

第41条 他社ICカード乗車券の制限または停止

次の各号の事項に該当する場合には、他社ICカード乗車券の利用を制限、または停止することがあります。

- (1) 他社ICカード乗車券の発行者が特定の他社ICカード乗車券について使用を停止した場合。
- (2) ポストペイ機能付きICカード乗車券において、一定期間の利用が予め当該ポストペイ機能付きICカード乗車券の発行者が定める限度額をこえた場合。
- (3) 有効期限が設定されている他社ICカード乗車券において、当該他社ICカード乗車券に記録しているカード有効期限の終了月を経過している場合。

第 42 条 他社 I C カード乗車券の制限事項等

1. 1 回の乗車につき、2 枚以上の他社 I C カード乗車券を同時に使用することはできません。
2. 他社 I C カード乗車券の破損、自動改札機の故障等により他社 I C カード乗車券の内容の読み取りが不能となった場合、他社 I C カード乗車券は自動改札機で使用することができません。
3. 偽造、変造または不正に作成された他社 I C カード乗車券を使用することはできません。

第 43 条 プリペイド機能での I C カード乗車券運賃の減額

プリペイド機能での I C カード乗車券を鉄道線で利用される場合には、降車時に当該乗車区間の普通旅客運賃に対する額を減額します。

第 44 条 他社 I C カード乗車券の所有権

他社 I C カード乗車券の所有権は、発行会社の約款および取扱規則によります。

第 45 条 他社 I C カード乗車券の積み増し（チャージ）

1. 他社 I C カード乗車券の取扱窓口は、本規則第 7 条に準じます。
2. オートチャージ設定がされているポストペイ機能付き I C カード乗車券が自動改札機にかざされた場合、自動的にオートチャージを実施します。オートチャージする金額は、該当ポストペイ機能付き I C カード乗車券の発行会社の約款及び取扱規則によります。
3. ポストペイ機能付き I C カード乗車券の発行会社の約款及び取扱規則に定められた理由により、ポストペイ機能が制限されている場合はオートチャージできません。
4. 他社 I C カード乗車券のチャージ限度額については、発行会社の約款および取扱規則によります。

第 46 条 他社 I C カード乗車券の効力

鉄道線においては、乗車駅の自動改札機で乗車処理を受けて、降車駅の自動改札機で降車処理した当該乗車区間において、片道 1 回の乗車に限り有効とします。

第 47 条 他社 I C カード乗車券の利用履歴および残高の確認

他社 I C カード乗車券の S F 利用履歴および残高の確認については、発行会社の約款および取扱規則によります。

第 48 条 他社 I C カード乗車券の鉄道線への乗降の制限

他社 I C カード乗車券の破損、自動改札機の故障または停電等やむを得ない事情により、他社 I C カード乗車券の改札処理や乗降処理ができない場合には、他社 I C カード乗車券を使用して、鉄道線への乗降処理をすることはできません。

第 49 条 ポストペイ機能の優先

ポストペイ機能及びプリペイド機能の両機能が有効である I C カード乗車券を鉄道線において使用する場合は、ポストペイ機能付き I C カード乗車券として取り扱う。ただし、ポストペイ機能が制限されている場合は、プリペイド機能付き I C カード乗車券として取り扱う。

第 50 条 ポストペイ機能付き I C カード乗車券の運賃計算期間

1. ポストペイ機能付き I C カード乗車券における運賃の計算期間は、月初めから月末までの 1 か月間とし、毎月末日に締切るものとします。ただし、運賃計算期間内の使用であっても、通信障害等やむを得ない事情により翌月以降の運賃計算期間に繰り越す場合があります。
2. 運賃計算における 1 日とは、当日の午前 3 時から翌日の午前 3 時までとします。

第 51 条 ポストペイ機能付き I C カード乗車券利用額割引

1. 鉄道線を本規則第 40 条に定める方法で利用した際のポストペイ運賃に対しては、「別表 4」に定める利用額割引を適用します。
2. 旅客は、当該ポストペイ機能付き I C カード乗車券の発行会社が当社に利用額割引適用後のポストペイによる支払を立替払いすることを予め異議なく承諾するものとします。当該運賃は当該ポストペイ機能付き I C カード乗車券の発行会社が定める方法で決済されます。

第 52 条 ポストペイ機能付き I C カード乗車券の当社の免責事項

当社がポストペイ機能付き I C カード乗車券の使用について、本規則第 41 条および本規則第 42 条に定める制限または停止を実施した場合で、予定していた利用額割引を受けることができない場合が生じることについては、当社はその責を負いません。

別表 1 I C カード乗車券の種類

名 称	有する機能	I C カード発行者名
LuLuCa 乗車券	プリペイド機能	静岡鉄道株式会社
PiTaPa	ポストペイ機能 プリペイド機能	株式会社スルッと KANSAI
PiTaPa 提携カード	ポストペイ機能 プリペイド機能	スルッと KANSAI 加盟 社局
全国相互利用カード	プリペイド機能	各カード発行元

※ P i T a P a 提携カードの取扱いについては、P i T a P a と同様とする。

別表 2 I C カード乗車券の取扱窓口

名称	取扱い窓口	備考
LuLuCa 乗車券	新静岡駅	取扱時間は窓口営業 時間に準ずる
PiTaPa PiTaPa 提携カード	草薙駅	〃
全国相互利用カード	新清水駅	〃

別表3 LuLuCa乗車券の所持資格

種類		所持資格
LuLuCa 乗車券	大人用	中学生以上の方
	小児用	小学生以下の方
	特割大人用	中学生以上で、身体障害者手帳、知的障害者療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
	特割小児用	小学生以下で、身体障害者手帳、知的障害者療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
	学生大人用	上記以外で当社の「学校指定取扱規則」に指定する条件に該当する学校に指定する条件に該当する学校が指定した学校に通学する方
	学生小児用	上記以外で当社の「学校指定取扱規則」に指定する条件に該当する学校で当社が指定した学校に通学する小学生以下の方

別表4 ポストペイ機能付きICカード乗車券利用額割引

PiTaPa	
利用額（月額）	割引率
0円～1,000円	0%
1,001円～8,000円	9.1%
8,001円～	14.3%